

# 学校図書館におけるプロフェッションの交錯的併存 —養成科目「読書と豊かな人間性」の検討を踏まえて—

坂下 直子

(京都女子大学兼任講師)

## Issues of the Curriculum in School Librarianship in Japan

By Naoko SAKASHITA

(Adjunct Instructor at Kyoto Women's University)

### 抄録

日本の学校図書館法には、司書教諭と学校司書の2職種が明記されている。近年法制化された学校司書の養成について、文部科学省のモデルカリキュラムをもとに、大学等での学校司書養成が開始された。本稿では、養成科目のうち、司書教諭と共通する科目の1つである「読書と豊かな人間性」に着目し、学校図書館法に並記された2職種の役割を分析することから、学校図書館における“プロフェッション”の当為について検討した。

分析の対象として、2019年1月に全国学校図書館協議会が作成した2つの講義指針及び学校司書養成開始大学における当該科目のシラバスを比較検討した。その結果、司書教諭と学校司書の養成上において、不明瞭な点が明らかになった。また、文部科学省や全国学校図書館協議会が提唱する2職種の“読書”に関する職務分担についても、齟齬が生じていた。具体的には、“読書”において両職種が担うとされている“指導”と“支援”の役割分担について、理念と内実の曖昧さ等である。結果として、学校図書館における2職種制の限界及び再考の必要性及び、真の“プロフェッション”の確立の所為が不可欠なことを、現実に露呈したものと、本稿は結論する。

### Abstract

The Japanese school library law stipulates two types of job title: “sisho-kyouyu” and “gakko-sisho”. Regarding the training of “gakko-sisho” recently legalized, training at universities was started based on the model curriculum of the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT). In this article, the paper focuses on “reading and rich humanity” which is a subject common to “sisho-kyouyu” among training subjects, the ideal situation of “profession” in school library was examined by analyzing the roles of two occupations listed in the School Library Law.

As a target of analysis, the paper compared the two lecture guidelines prepared by the Japan School Library Association (J-SLA) in January 2019 and the syllabuses of this subject at the universities where future librarians started training. As a result, unclear points were found in the training of “sisho-kyouyu” and “gakko-sisho”. There were also gaps about the division of duties related to the “reading” of the two occupations advocated by the MEXT and the J-SLA.

Specifically, it is the ambiguity of the philosophy and the truth about the division of roles of “teaching” and “support” that both occupations assume in “reading”. The results of this study suggested the limitation of the two-job system in school libraries, the need for reconsideration, and the importance of establishing a true “profession”.

## はじめに

日本の図書館界で“プロフェッション”という言葉が注目されたのは、1967年に石塚栄二が「プロフェッションとしての協会を」1)を著してのち、「プロフェッションと司書職制度」2)を、日本図書館協会の機関誌である『図書館雑誌』に掲載して以降であると考えられる。おりしも、「図書館の自由に関する宣言」の改訂及び「図書館員の倫理綱領」の作成に際して、図書館員の専門性を吟味することに関係者の関心が集まっていたころであった。これについては、福井佑介が詳細かつ緻密な論考を著している3)。福井によれば、「図書館の自由に関する宣言」は、1954年の採択時には“図書館人”の責務の視点で作成されたが、1979年の同宣言の改定時には変化があり、採択時の視点は「図書館員の倫理綱領」に受け継がれたと結論づけており、当時の関係者の認識の変遷が理解でき、それに連なる現在の図書館員の専門性を考究する上で興味深い。

また、岩猿敏生も「大学図書館の職員制度」4)の中で「専門職 (profession)」と記載し、海外における“比較図書館学”5)という領域を日本でもと提言後、「アメリカの大学図書館における academic status の問題」6)で、日米の“プロフェッション”を比較したのち、「プロフェッションとしての大学図書館員の問題」7)を発表した。“プロフェッション”の定義及び用語解釈については、「職業は、英語ではオキュペーション occupation あるいは プロフェッション profession, トレード trade, ボケーション vocation, コーリング calling, ドイツ語ではベルーフ Beruf, フランス語ではメティエ *métier* がこれにあたる。オキュペーションは、時間と精力とがこれに占有される仕事という意味である」8)[下線部は筆者による]とあるが、本稿では職業という定義に加えて、専門職ないし専門家という意味で用いる。

これらは元来、主に医学界や法曹界、宗教界などで使用された言葉であるが、日本の図書館界において公共・大学図書館の司書の専門職制を論じる際にも用いられてきた。薬師院はるみは「断ち切れぬ議論」9)と表現し、図書館界における専門職概念の継続的な追求について、限界を指摘した10)。大城善盛は、「我が国の図書館界では専門職の概念も明確化されていない状況にある」11)とした。しかしながら本稿では、薬師院が述べているように「これまで反復されてきた諸議論は、専門職や専門性という言葉の呪縛によって、この隔たりをまたぎ越すことができず、むしろ議論すればするほど、司書に関する問題に対して、既存の専門職概念を持ち込んでしまう」12)ことを自覚しながらも、言葉の呪縛を解いて、特に学校図書館における“プロフェッション”について小論を試みる。

日本における先行研究には、古くから今日まで学校図書館の専門職制について触れたものはある13)が、大学等関連機関の講義指針やシラバスを調査材料として用いて、“プロフェッション”の当為を探ることを目的として分析検討したものは、管見の限り見当たらない14)。本稿では、司書教諭に

加えて、2014年に法制化された学校司書を養成するために、2016年に文部科学省が提示したモデルカリキュラムに沿って構築された、全国学校図書館協議会（以下、全国SLA）の講義指針や職務分担表、学校司書養成を開始した大学等のシラバスの内容を比較検討する。そこから養成機関がめざす専門職像の実態と課題を浮き彫りにし、現在の学校図書館における“プロフェッション”像を逆照射する。これは、プロフェッションの内実が養成課程においてある程度触れられているという前提に基づいている。

その際、特に司書教諭（教員）並びに学校司書（職員）の養成上で共通する科目「読書と豊かな人間性」に光を当てる。その理由の源泉として、現在の学校図書館において、「読書とは何か」、「読書の指導と支援の関係性」について、筆者がかねてより抱く問題意識がある<sup>15)</sup>。多様化・グローバル化する情報化社会の到来以降、学校図書館メディアもこれに追随して多様化している。それに伴い“読書”の概念が拡張していることから、学校図書館における“読書指導”の概念を確認する必要性を意識する。また、現在併存する学校図書館担当者である司書教諭と学校司書に関して、“学習指導”に並列されている“読書指導”こそが、教員と職員両者の併存をより不安定にするものであるとの仮説を立てている。以上の理由から、2職種養成の共通科目である「読書と豊かな人間性」に焦点をあてて検討することが有用であると判断した。

## 1 学校図書館の2職種と養成制度

学校図書館法には、現在2つの職種が明記されている。第5条の第1項に「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」<sup>16)</sup>とされている司書教諭（教員）と、第6条に「学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない」<sup>17)</sup>とされている学校司書（職員）である。

### 1.1 司書教諭

日本においては現在、国家資格である司書教諭の資格を得るには、教員免許状の取得を前提として、司書教諭資格取得が可能な高等教育機関等で合計5科目（「学校経営と学校図書館」「学校図書館メディアの構成」「学習指導と学校図書館」「読書と豊かな人間性」「情報メディアの活用」）全てを履修し認定を受けることとなっている。また、1954年から定められた省令「学校図書館司書教諭講習規程」に従って文部科学大臣の委託を受けた大学が実施する講習を受け、資格を取得する方法もある。

現行科目を把握する目的で、前身科目に注目して、新旧科目（表1）と、西尾らによる対照表をもとにして筆者が作成した対照表（表2）を下記に記す。なお、司書教諭の養成は、前述の「学校図書館司書教諭講習規程」が1998年3月に改正され、1999年4月から新講習科目に基づいて実施されている。

上記対照表によると、新講習科目「読書と豊かな人間性」は、旧講習科目では、「学校図書館の利用指導」と並んで「児童生徒の読書活動」に該当し、表記として“利用指導”と呼応するべく“読書

表 1 新・旧の司書教諭講習科目

| 旧講習科目                                                                                                                | 新講習科目                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校図書館通論 1 単位<br>学校図書館の管理と運用 1 単位<br>図書の選択 1 単位<br>図書の整理 2 単位<br>図書以外の資料の利用 1 単位<br>児童生徒の読書活動 1 単位<br>学校図書館の利用指導 1 単位 | 学校経営と学校図書館 2 単位<br>学校図書館メディアの構成 2 単位<br>学習指導と学校図書館 2 単位<br>読書と豊かな人間性 2 単位<br>情報メディアの活用 2 単位 |

表 2 新・旧の司書教諭講習科目対照表 18)

| 旧講習科目       |      | 新講習科目        |      |
|-------------|------|--------------|------|
| 学校図書館通論     | 1 単位 | 学校経営と学校図書館   | 2 単位 |
| 学校図書館の管理と運用 | 1 単位 |              |      |
| 学校図書館の利用指導  | 1 単位 |              |      |
| 図書の整理       | 2 単位 | 学校図書館メディアの構成 | 2 単位 |
| 図書以外の資料の利用  | 1 単位 |              |      |
| 図書の選択       | 1 単位 |              |      |
| 学校図書館の利用指導  | 1 単位 | 学習指導と学校図書館   | 2 単位 |
| 児童生徒の読書活動   | 1 単位 |              |      |
| 学校図書館の利用指導  | 1 単位 |              |      |
| 図書以外の資料の利用  | 1 単位 | 情報メディアの活用    | 2 単位 |

指導”とはなっていなかった点が重要である。また、旧講習科目「学校図書館の利用指導」は、新講習科目「学校経営と学校図書館」「学習指導と学校図書館」「読書と豊かな人間性」に継承されていることがわかる。この 3 科目は現在の「学校司書のモデルカリキュラム」の科目のうち、司書教諭科目と読み替え可能（「学校経営と学校図書館」を「学校図書館概論」に）ないし、共通する科目（「学習指導と学校図書館」「読書と豊かな人間性」）であることに注意しておく必要がある。つまり、司書教諭も学校司書も同じ科目を履修しているということで、“利用指導”をだれが行うのか、現在も実践上では曖昧な状況となっているからである 19)。また、“利用指導”は読書指導に包含されたものであるとの言説が従来からあり、そうなるとなおさら問題は複雑になる 20)。このことから、旧科目に存した学校図書館の利用指導や、読書の“指導”“活動”概念及び担当者の問題が、現行科目に継承されている可能性があると考えらる。

## 1.2 学校司書

先述のとおり、学校図書館のプロフェッションである可能性を備えた職種は 2 種類あるが、そのうち学校司書が定められたのは 2014 年 6 月と比較的新しい。審議会の答申などを経て文部科学省は、各都道府県教育委員会、各指定都市教育委員会、各都道府県知事、附属学校を置く各国立大学法人学長、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長に宛てて、「学校図書館法の一部を改正する法律の公布について」を通知した 21)。そこには、「この法律改正は、学校教育における言語活動や探求的な活動、読書活動等の充実のための学校図書館の重要性が一層高まっていることに鑑み、学校図書館の運営の改善・向上を図

り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利活用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるものとする等とするものです」22)[下線部は筆者による]と書き表されている。また趣旨については、以下のとおり記されている。

学校教育において、児童生徒の確かな学力の育成には、言語活動や探求的な学習の充実が必要であり、同時に、読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性を形成していくことが求められている。これらの活動の充実のためには、学校図書館が利活用できるよう、整備を進めることが重要である。改正法は、この重要性に鑑み、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による利用の一層の促進に資するため、司書教諭等と連携しながら、その機能向上の役割を担う専ら学校図書館の事務に従事する職員を学校司書として位置付け、これを学校に置くように努めること等について定めるものである。[下線部は筆者による]

これを受けて 2016 年 11 月に「学校司書のモデルカリキュラム」が文部科学省によって発表された。このモデルカリキュラムに基づいて各大学で学校司書の養成が始まっており、年々養成大学は増加している。司書教諭と異なり、学校司書は国家資格ではないため、養成大学が履修認定をもって証明を行っている。2019 年 4 月以降の履修科目は以下のとおりである 23)。

#### 1 学校図書館の運営・管理・サービスに関する科目

学校図書館概論（司書教諭資格の科目「学校経営と学校図書館」で読み替え可能）2 単位

図書館情報技術論（司書資格の科目）2 単位

図書館情報資源概論（司書資格の科目）2 単位

情報資源組織論（司書資格の科目）2 単位

情報資源組織演習（司書資格の科目）2 単位

学校図書館サービス論 2 単位

学校図書館情報サービス論 2 単位（司書資格の科目「情報サービス論」「情報サービス演習」  
2 科目とも履修で読み替え可能）

#### 2 児童生徒に対する教育支援に関する科目

学校教育概論 2 単位（教科及び教職に関する科目のうち、以下の内容を含む科目をすべて履修した場合には読み替え可能）

教育の基礎的理解に関する科目のうち、

- 「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」の事項を含む科目
- 「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」の事項を含む科目
- 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の事項を含む科目
- 「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の事項を含む科目

学習指導と学校図書館（司書教諭資格の科目）2 単位

読書と豊かな人間性（司書教諭資格の科目）2 単位

## 2 両職種に共通する科目「読書と豊かな人間性」の検討

日本における学校図書館に関する最大規模組織である全国 SLA 中の「学校司書の養成および研修のあり方検討委員会」は、2019 年 1 月 1 日付けで『学校司書のモデルカリキュラム』講義指針」24) を発表した。この作成に携わった同委員会のメンバーである野口武悟は、司書教諭の養成科目と読み替えが可能な科目の講義指針については、同協議会内の「学校図書館司書教諭講習講義指針作成委員会」が作成した「学校図書館司書教諭講習講義指針」25) でも取り扱っていると案内しているが、「学校司書の視点から検討した『学校司書のモデルカリキュラム』講義指針とは、その内容などに若干の違いがある。この点にも留意して、両者を参考にしながら、科目担当者は実際の講義要綱の作成に活用していただきたい」26)[下線部は筆者による]と説明している。つまり、全国 SLA の各委員会によって同時期に、司書教諭向けのものと学校司書向けのものとして、同名科目の講義指針が 2 種類作成された。

これについては、司書教諭と学校司書は異なる職種であるから、履修する科目名は同一でも、2 つの講義指針には“若干の違い”というより、“専門性の相違から来る相応の違い”が、おのずから反映されていてしかるべきと考えられる。また、そうでなければ学校図書館において 2 職種制を採用している根拠自体が揺らぐこととなろう。野口が表現した“若干の違い”こそ、現在の日本の学校図書館において、全国 SLA が考える 2 つの職種それぞれの専門性の違いに他ならない。さらに言えば、2 職種を共通科目で養成している大学等とは異なり、両職種それぞれに向けて単独で講義指針を構築した全国 SLA の同委員会をもってして、“若干の違い”と表現したのであれば、学校図書館におけるプロフェッションは単一に近い可能性が生じる。

では両職種に共通する科目のうち、「読書と豊かな人間性」について、2 つの講義指針を比較する。

### 2.1 全国 SLA 両講義指針の概要とねらいの比較

まず、文部科学省が、司書教諭講習科目としての「読書と豊かな人間性」に関して示した科目のねらいと内容を以下に示す。これは、司書教諭に必要な科目が現在の 5 科目になった 1998 年から変えられておらず、学校司書が法制化される以前よりあるものである。

#### 【ねらい】

児童生徒の発達段階に応じた読書教育の理念と方法の理解を図る

#### 【内容】

1. 読書の意義と目的
2. 読書と心の教育（読書の習慣形成を含む）
3. 発達段階に応じた読書の指導と計画
4. 児童・生徒向け図書の種類と活用（漫画等の利用方法を含む）
5. 読書の指導方法（読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトーク等）
6. 家庭、地域、公共図書館等との連携 [下線部は筆者による]

以上を念頭に置いて、全国 SLA が示した科目の概要とねらいを比較検討する。司書教諭については、全国 SLA の 2009 年の「学校図書館司書教諭講義要項講習講義要項」27) も比較対象に用いる(表 3)。この比較検討は、司書教諭と学校司書を養成するために、2 つの委員会が照合して整合性が取られていることを前提としていない。司書教諭と学校司書の養成について、それぞれの委員会が個別に作成した講義指針において、各専門性がどのように表出されているかに着目して比較しようとしているため、整合性が図られていないほうが望ましいとも言える。

表 3 全国学校図書館協議会「読書と豊かな人間性」概要とねらい

| 学校図書館司書教諭講習講義要項 2009                                                                                                                                                                                                                                | 学校図書館司書教諭講習講義指針 2019                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 「学校司書のモデルカリキュラム」講義指針 2019                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生涯学習社会と呼ばれる今日の社会において、子どもの生涯にわたる読書習慣を形成し、豊かな人間性を育むためには、初期の段階からの読書教育が重要である。当科目では、児童生徒の発達段階に応じた読書教育のあり方について論じる。また、子どもの読書実態に基づいた読書指導や、子どもと図書を結びつけ、読書習慣を形成するための方法や技能について、理解を図る。さらに、全校の教職員、保護者、地域社会に、子どもの読書活動への参加を促し、その活動を支援する司書教諭の役割と責務について、より具体的な理解を図る。 | 今日の学校教育では、何かを調べるために本の一部分を読み取ることも、新聞や雑誌等の印刷資料を読み取ることも、電子情報や図表等の多様なメディアを読み取ることも読書と捉える傾向にある。一方で、長編を読み通す力も重要視されている。つまり、学校図書館の「学校の教育課程の展開に寄与する」「児童及び生徒の健全な教養を育成する」という目的や「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を読書指導においても横断的に考えていくことが求められている。本科目では、学校図書館の目的と機能を生かし、読書の意義と目的、児童生徒の読書習慣の形成、発達段階に応じた読書指導など、学校教育における全教職員による読書指導の理解を図り、自ら実践する司書教諭としての資質を養う。さらに、学校司書、公共図書館、保護者、地域社会等と連携し、その活動を推進する司書教諭の役割と責務について、より具体的な理解を図る。 | 児童生徒の豊かな人間性をはぐくみ、生涯にわたる読書習慣を身につけるためには、学校図書館を中心に全校で意図的・計画的な読書指導を行う必要がある。本科目では学校図書館が「読書センター」としての役割を果たし、学校司書が司書教諭、担任教諭と協働して読書指導を行う際の理念と方法について理解を図る。また子どもの本の専門職として、児童生徒に適時に、適書を、適切な方法で紹介できるよう発達段階に応じた多様な読書材を知り、児童生徒と本をつなぐ具体的な方法について技能の習得を図る。 |

2019 年の「学校図書館司書教諭講習講義指針」では、2009 年の「学校図書館司書教諭講義要項」より“読書”の解釈が拡張していることがわかる。伝統的な学校図書館メディアである紙媒体を読むことに加えて、電子媒体から情報を入手する際に“部分的に読む”ことをも“読書”と解釈している。これは、文部科学省が 2004 年に文化審議会答申『これからの時代に求められる国語力について』を受けて示した「ここでいう読書とは、文学作品を読むことに限らず、自然科学・社会科学関係の本や新聞・雑誌を読んだり、何かを調べるために関係する本を読んだりすることなども含めたものである」28)を受けて、以降の学習指導要領改訂 29)に反映させたことに呼応したものと考えられる。つまり、2009 年の時点では、学校図書館関係者の間での“読書”の解釈は、2004 年答申の概念を未だ

受け入れていなかったとも推測される。

また、2019 年の「学校図書館司書教諭講習講義指針」では、学校図書館法でうたわれている学校図書館の目的である「学校の教育課程の展開に寄与する」ことや、「児童及び生徒の健全な教養を育成する」ことを達成するために、読書・学習・情報センターとしての機能を、読書指導によって思考するとしている。したがって、司書教諭養成科目「読書と豊かな人間性」では、読書指導の中に学習指導や情報活用能力の育成をも内包すると解釈されていると考えられる。

一方、『学校司書のモデルカリキュラム』講義指針」には、学校図書館が読書センターとしての役割を果たすために、職員である学校司書が司書教諭、担任教諭と協働して読書指導を行うとされている。同講義指針の概要とねらいには、読書センターとのみ記されており、学習・情報センターの記載は無い。ここでは、学習・情報センターとしての使命を果たす際の学校司書の指導的要素は読み取りにくい。ということは、司書教諭が、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての学校図書館の機能を、読書指導という観点で横断的に行っていくことで、専門性を発揮するのに対して、学校司書は、主に学習情報活動以外の場面で読書指導を行っていくことで、専門性を発揮するとみなしているように筆者は受け止める。しかし、そこには、職員であり指導権限が与えられていない、つまり単独では授業を担当することはない学校司書が指導することの矛盾が生じる。

## 2.2 全国 SLA 両講義指針の内容の比較

次に、講義指針の内容を比較する。司書教諭については、2009 年の講習講義要項も比較対象に用いる(表 4)。

表 4: 全国学校図書館協議会「読書と豊かな人間性」講義指針

| 学校図書館司書教諭講習<br>講義要項 2009                       | 学校図書館司書教諭講習講義指針<br>2019                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 「学校司書のモデルカリキュラム」講義指針 2019                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I. 読書指導と読書教育<br>読書の意義<br>読書指導の系譜<br>読書指導と学校図書館 | 第 1 回 読書の意義と目的<br>1. 読みの力 2. 読書の意義<br>3. 子どもにとっての読書の意義<br><br>第 2 回 読書教育の系譜<br>1. 日本の読書教育 1945 年までの概要<br>2. 学校図書館創設期<br>3. 戦後の教育の変遷 4. 子どもの本の変遷<br>5. 読書教育を進めてきた人々<br>第 3 回 読書指導と学校図書館<br>1. 読書指導と学校図書館 2. 教育施策における読書<br>3. 学校教育における読書<br><br>第 4 回 子どもの読書環境<br>1. 子どもの読書実態 2. 学校図書館・公共図書館の現状<br>3. 子どもの読書活動の推進 | 第 1 回 読書の意義と目的<br>1) 読書の定義 2) 児童生徒の心を育て、豊かな人間性を養うために読書が果たす意義 3) 読書指導論の系譜<br>4) 生涯にわたる読書習慣を身につけるために学校図書館が果たすべき役割の考察<br><br>第 2 回 児童生徒の読書環境<br>1) 児童生徒を取り巻く社会、環境、新しい潮流例)「生涯学習社会」「知識基盤社会」「高度情報化社会」「グローバル化社会」「持続可能な発展目標 (SDGs)」「キーコンピテンシー」2) 児童生徒の読書の現状(学校読書調査等)、学校図書館の現状 3) 子どもの本の出版と流通<br><br>第 3 回 「子どもの読書活動」の推進<br>1) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」および都道府県市町村の計画を踏まえた読書活動の推進<br>2) 読書指導計画に即した読書活動の実践と、児童生徒の実態を踏まえた読書活動の実施 |



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>IV. 発達段階に応じた読書指導<br/>読書力の発達<br/>小学校期の読書とその指導<br/>中学・高校期の読書とその指導</p> <p>V. 子どもと本を結ぶための方法<br/>読書環境の整備<br/>読書材の提供<br/>本の紹介<br/>本の世界の共有<br/>読書体験の表現と交流<br/>読書機会の創出</p> <p>VI. 読書指導の実践<br/>集団的指導と個別的指導<br/>教科等における読書指導<br/>総合的な学習の時間における読書指導<br/>特別活動における読書指導<br/>個別的な読書指導<br/>特別な支援を要する児童生徒への読書指導<br/>地域との連携による読書指導</p> <p>VII. 読書活動の推進と司書教諭<br/>学校経営と読書教育<br/>読書活動推進計画と司書教諭の役割<br/>教科担任及び学級担任等との連携<br/>家庭との連携<br/>ボランティアとの連携</p> <p>VIII. 地域社会との連携<br/>学校図書館・公共図書館との連携<br/>生涯学習施設等との連携<br/>家庭文庫・地域文庫との連携</p> | <p>第5回 発達段階に応じた読書指導<br/>1. 就学前 2. 小学校低学年 3. 小学校中学年<br/>4. 小学校高学年 5. 中学生 6. 高校生</p> <p>第6回 子どもの本の種類と提供<br/>1. 図書資料の種類と特性 2. 図書資料の選択<br/>3. 図書資料の提供</p> <p>第7回 読書環境の整備<br/>1. 図書資料の整備 2. 展示・掲示・コーナー<br/>3. 学年・学級文庫</p> <p>第8回 子どもと本を結ぶための方法 (1)<br/>1. 読み聞かせ 2. ブックトーク</p> <p>第9回 子どもと本を結ぶための方法 (2)<br/>1. ストーリーテリング 2. アニメーション<br/>3. 読書会 (ビブリオバトルを含む)</p> <p>第10回 各教科等での読書指導・探究的な学習と読書指導<br/>1. 各教科等での読書指導<br/>2. 探究的な学習と読書指導</p> <p>第11回 読書活動の実践 (1)<br/>1. 小学校での読書活動例<br/>2. 中学校での読書活動例</p> <p>第12回 読書活動の実践 (2)<br/>1. 高等学校での読書活動例<br/>2. 特別支援学校での読書活動例</p> <p>第13回 読書指導の推進と司書教諭・学校司書<br/>1. 全校で取り組む読書指導<br/>2. 司書教諭の職務と読書指導<br/>3. 学校司書の職務と読書指導への支援</p> <p>第14回 個に応じた読書指導<br/>1. 特別な支援を要する児童生徒の読書指導<br/>2. 日本語を母語としない児童生徒の読書指導<br/>3. 個に応じた読書指導</p> | <p>第4回 児童生徒の発達段階に応じた読書指導<br/>1) 読書能力の発達と読書興味の発達 2) 小学校期の読書 (ひとり読み) 3) 中・高校期の読書 (自立的な読書) 4) 児童生徒の読書の領域を広げる指導 5) 読書記録の指導</p> <p>第5回 子どもの本の理解 (1)<br/>1) 子どもが初めて出会う本 (ファーストブック, ボード絵本) 2) 初めてのひとり読みの本 (ストーリー絵本, 幼年童話) 3) 童話・児童読み物の本</p> <p>第6回 子どもの本の理解 (2)<br/>1) ノンフィクション, 知識の本, 科学読み物 2) 子どものためのレファレンスブック</p> <p>第7回 子どもの本の理解 (3)<br/>1) YA (ヤングアダルト) 2) マンガ 3) 電子書籍の現状とコンテンツ 4) 雑誌・新聞</p> <p>第8回 子どもの本の評価 1) 子どもの本を評価する指標, 規準 2) 子どもの本のリスト, 書誌 3) ブックリストや書評の作成技術</p> <p>第9回 児童生徒と本をつなぐ方法 (1)<br/>1) 児童生徒を読書にいざなうさまざまな方法 (講義と実演) 例) 「読み聞かせ」「ストーリーテリング」「パネルシアター」「エプロンシアター」「ペーパーサート」「読書へのアニメーション」「ブックトーク」「(朝の)一斉読書」「ビブリオバトル」「読書会」「リテラチャーサークル」</p> <p>第10回 児童生徒と本をつなぐ方法 (2)<br/>1) 児童生徒を読書にいざなうさまざまな方法 (実習)</p> <p>第11回 児童生徒と本をつなぐ方法 (3)<br/>1) 児童生徒を読書にいざなうさまざまな方法 (発表と相互評価)</p> <p>第12回 個に応じた読書支援<br/>1) 読書に困難がある児童生徒や外国にルーツのある児童生徒の読書支援ツール, メディア, 方法例) 「LLブック」「マルチメディアデジター」「リーディングトラッカー」「対面朗読」「手話朗読」「大活字本」「拡大読書器」「点字図書」「布絵本」</p> <p>第13回 家庭, 地域, 公共図書館, 学校図書館支援センター, 類縁機関との連携<br/>1) 家庭における読書推進活動 (親子読書, 家庭読書, 地域読書など) の支援の方法 2) 地域の文庫や読書推進サークル, 諸機関の活用と連携 3) PTA や地域のボランティアを受け入れる際の留意点 4) 諸機関との連携による読書指導の実践例</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|  |                                                                                            |                                                                                                                                     |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | 第 15 回 地域社会との連携<br>1. 学校図書館・公共図書館との連携<br>2. 生涯学習施設等との連携 3. 家庭文庫・地域文庫との連携<br>4. 学校図書館支援センター | 第 14 回 読書指導における司書教諭と学校司書の連携<br>1) 読書指導における司書教諭、学校司書それぞれの専門性の理解と協働 2) 読書指導における司書教諭と学校司書の協働の実践事例<br><br>第 15 回 展望と課題<br>1) 読書指導の展望と課題 |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2001 年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に則り、家庭・地域等と連携しながら重層的に読書推進をはかる意味で、以前より両職種ともに講義指針に“読書活動の推進”は示されている。しかしながら、司書教諭に比べて学校司書の講義指針のほうが、子どもの本（読書材）の種別と特徴及び、読書への動機付けに多くの回を割いている。先に述べたように、読書の対象となる学校図書館メディアは書物のみではないだけに、学校司書が従来の狭い意味での読書の場面のみを担う専門性に疑問が生じる。さらに、“読書教育”、“読書指導”、“読書活動”、“読書支援”、“読書推進”など、使用される用語の定義及び概念が判然としない。

また 2019 年の「学校図書館司書教諭講習講義指針」と『「学校司書のモデルカリキュラム」講義指針』を比較すると、双方に“読書指導”の文言が見える。特に、司書教諭の講義指針には、

#### 第 13 回 読書指導の推進と司書教諭・学校司書

1. 全校で取り組む読書指導
2. 司書教諭の職務と読書指導
3. 学校司書の職務と読書指導への支援

と、あることから、学校司書の“読書指導への支援”の“支援”とは何を指すのか疑問が生じ、学校司書の講義指針を確認すると、

#### 第 12 回 個に応じた読書支援

- 1) 読書に困難がある児童生徒や外国にルーツのある児童生徒の読書支援ツール、メディア、方法 例)「LL ブック」「マルチメディアデイジー」「リーディングトラッカー」「対面朗読」「手話朗読」「大活字本」「拡大読書器」「点字図書」「布絵本」

に、“支援”とある。しかしながら、同じく学校司書の講義指針に、

#### 第 4 回 児童生徒の発達段階に応じた読書指導

- 1) 読書能力の発達と読書興味の発達 2) 小学校期の読書（ひとり読み） 3) 中・高校期の読書（自立的な読書） 4) 児童生徒の読書の領域を広げる指導 5) 読書記録の指導

として、“指導”とあることから、職員である学校司書の読書“指導”と“支援”の曖昧さが、講義指針上において浮かび上がる。

川瀬らは、

なお、「司書教諭指針」[筆者注：「学校図書館司書教諭講習講義指針」]に「10. 各教科等での

読書指導・探究的な学習」があり、個人の自発的な読書が強調されがちな科目「読書と豊かな人間性」において、教科への目配りは高く評価しておきたい。「学校司書指針」[筆者注：『学校司書のモデルカリキュラム』講義指針]においても取り入れる必要がある。

と、提言している 30)。これについては、「学校図書館司書教諭講習講義指針」の概要とねらいでは、「今日の学校教育では、何かを調べるために本の一部分を読み取ることも、新聞や雑誌等の印刷資料を読み取ることも、電子情報や図表等の多様なメディアを読み取ることも読書と捉える傾向にある」31) と、解説していることから、教科指導において「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての場面での司書教諭像を想定していると思われる、教科への目配りがあることは妥当であろう。

一方、『学校司書のモデルカリキュラム』講義指針の概要とねらいでは、「読書センター」としての場面のみでの学校司書像が想定されているように思われるため、『学校司書のモデルカリキュラム』講義指針に教科への目配りを取り入れてしまえば、両職種の専門性の違いが存在しなくなる。つまり、司書教諭と学校司書の併置に矛盾が生じると考えられる。

しかしながら、ここで最も重要なことは、「読書センター」としての場面とは何を指すのかということである。2019 年の 2 つの講義指針を検討すると、“読書”は、学校司書の講義指針では人格形成のための行為や自由に書物等を読む行為であり、司書教諭の講義指針では学習教育上の活動を含めた読む行為であることがうかがえる。両講義指針に表れているように、“読書”は指導され、支援され、推進される。このように、学校という教育及び学習の場において“読書”は複雑性を備えていることがわかる。繰り返すが、司書教諭の講義指針では、「読書センター」に学習・情報センターが内包されている。

学校司書の講義指針には以下が示されているが、どのような内容を想定されているのか不明である。

#### 第 14 回 読書指導における司書教諭と学校司書の連携

- 1) 読書指導における司書教諭、学校司書それぞれの専門性の理解と協働 2) 読書指導における司書教諭と学校司書の協働の実践事例

学校司書は、教科指導の場面では資料提供などの支援に携わり、読書指導の場面では何らかの支援を行い、読書活動の場面では指導的役割を担うということは、極めて混乱し考えにくい。そもそも、資料提供そのものも、純然たる支援と断定できるかは不明である。現在併存する司書教諭と学校司書に関して、“学習指導”に並列されて考えられ記載されている“読書指導”こそが、司書教諭と学校司書の併存を難しくするということが、共通する養成科目である「読書と豊かな人間性」からうかがえる。

### 3 学校司書養成開始大学の「読書と豊かな人間性」シラバス記載の検討

全国 SLA が、2 職種それぞれの養成に資するために作成した 2 つの講義指針とは別に、実際に学校司書養成を開始している大学のシラバスを調査した結果を以下に示す (表 5)。日本図書館研究会図書館学教育研究グループにおいて、共同研究の一員として参加した際に 32)、筆者が担当した箇所(「学校図書館概論」または「学校経営と学校図書館」,「読書と豊かな人間性」)の一部(「読書と豊かな人間性」)を改変して作成した表である。担当者が調査を試みて、学校司書の養成開始を確認した大学を表中におさめている。各大学のシラバス上で、学校司書養成のための工夫の有無を探った。また、司書教諭との共通科目であることから、関連記述や“読書指導”の文言にも着目した。

表 5: 学校司書養成大学及び機関の「読書と豊かな人間性」のシラバス分析表 33)

| 大学名       | 学校司書養成のために何らかの工夫がされているか                                                                                    | 注目点                                                                                     |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 亜細亜大学     | 特になし                                                                                                       | 「学校司書」「司書教諭」なし。読書活動・読書指導・読書推進などの単語が混在。                                                  |
| 関西大学      | 特になし                                                                                                       | 「学校司書」「司書教諭」なし。「指導者として」とある。                                                             |
| 宮城学院女子大学  | 特になし                                                                                                       | A「司書教諭の業務を理解」「読書指導」「読書活動」とある。B「学校司書」「司書教諭」なし。                                           |
| 九州龍谷短期大学* | 講義内容の欄に「学校司書として働くために」の文言あり。                                                                                | 「読書の指導方法」とある。「司書教諭」との区別に触れる箇所は見当たらない。テキスト使用(悠光堂)                                        |
| 実践女子大学    | 特になし                                                                                                       | 「学校司書」「司書教諭」なし。「読書活動」「読書指導(読書推進)」とある。テキスト使用(世界思想社)                                      |
| 青山学院大学    | 講義概要の欄に「学校図書館専門職(司書教諭, 学校司書)の役割を考える」とある。                                                                   | 「読書教育論」という科目名で開講。「読書教育」とある。ブックトーク演習に複数回割いているためか読書材の種類と解説がない。                            |
| 専修大学      | 特になし                                                                                                       | 「司書教諭として」のみ。                                                                            |
| 相愛大学      | 特になし                                                                                                       | 「司書教諭として」のみ。テキスト使用(SLA)                                                                 |
| 相模女子大学    | 特になし                                                                                                       | 「司書教諭の任務」「読書指導」とある。                                                                     |
| 大阪大谷大学    | 特になし                                                                                                       | 「司書教諭資格取得のための必修科目」「司書教諭として…」のみ。                                                         |
| 鳥取短期大学*   | 授業概要の欄には「学校司書・図書館司書を目指す学生はもとより…」の記述が、備考欄には「この科目は、文部科学省『学校司書モデルカリキュラムについて(通知)』に基づく科目『読書と豊かな人間性』に該当します。」とある。 |                                                                                         |
| 東京学芸大学    | 特になし                                                                                                       | 「司書教諭としての能力」「読書指導」とある。テキスト使用(SLA)                                                       |
| 桃山学院大学    | 特になし                                                                                                       | 「児童生徒の発達と読書」という科目名で開講。「公共図書館職員, 司書教諭, 学校司書としての現場経験をもつゲスト講師を招いて」とある。*「児童サービス論」の代替を兼ねている。 |
| 藤女子大学     | 特になし                                                                                                       | 「司書教諭の役割」のみ。                                                                            |

|          |                                                                                |                                                                                             |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 同志社大学    | 特になし                                                                           | A「司書教諭としての基礎的な力を育成することを目的とする。」とある。テキスト使用 ((SLA)B「司書教諭」や「学校司書」といった職名はない。「読書支援」とある。C「司書教諭」のみ。 |
| 白百合女子大学  | 特になし                                                                           | 「司書教諭の仕事を理解する」のみ。                                                                           |
| 八洲学園大学   | 特になし                                                                           | 「司書教諭資格科目」「学校図書館専門職養成基礎プログラム科目」とある。テキスト使用(青弓社)                                              |
| 福岡女子短期大学 | 特になし                                                                           | 「司書教諭の役割について理解」「読書教育と読書指導」「読書活動の推進」とある。テキスト使用 (SLA)                                         |
| 明治大学     | 特になし                                                                           | A「司書教諭の現状」のみ。B「司書教諭の役割」のみ。                                                                  |
| 上田女子短期大学 | 特になし                                                                           | 「司書教諭の必修ですが、司書課程を履修している人も、児童サービスの基本となりますので、積極的に履修してください。」とある。                               |
| 佛教大学     | 授業の目的・ねらいの欄に「学校図書館担当者(司書教諭・学校司書)の役割」とあり、到達目標の欄には「学校図書館を担う司書教諭や学校司書の立場に立つて」とある。 | 留意事項の欄には「この科目は司書教諭課程の1つである」のみ。                                                              |
| 大阪樟蔭女子大学 | 特になし                                                                           | 「読書教育」とある。「司書」のみ。                                                                           |

\*の大学は、学校司書のみ養成校。それ以外の大学は司書教諭・学校司書養成校

上記の各大学のシラバスからは、“読書推進”，“読書指導”，“読書活動”，“読書教育”などの用語の混在及び不統一の問題が浮き彫りになり，“指導”及び“支援”という用語と司書教諭と学校司書の職務上の役割，すなわち専門性についての踏み込んだ明確な内実をつかむことはできない。同一科目を2職種に対して講じる場合に，シラバスで両職種の違いが鮮明にならないということは，この範囲のみではあるものの，2職種養成には限界があるということではないかと考える。

シラバスにただ両職種の役割と記されていても，どのような内容なのか，養成する側が明確に理解できていない，ないし教員によって解説する内容に違いがあるのではないかと疑念と心配はぬぐえない。両職種の役割の解説が様々では，専門職を養成する点において統一性が担保できない。それは，ナショナルカリキュラムの法的拘束力のもとに歴然と厳密にスコープとシーケンスを持つ“学習指導”に対して，現在の“読書指導”の定義と内実が判然とせず，一定でないために，2職種の役割分担にも支障をきたすような複雑さを備えているからであると推測できる。

## 4 司書教諭と学校司書の役割分担

そこで，両職種の役割分担について，歴史を遡りたい。戦後占領期にアメリカの影響下で学校図書館及び学校図書館担当者について注目され，“school librarian”と“teacher librarian”という名称と内実を日本で参考にする際に，当時の国内の関連法制度や財政的事情などから，一種の“ねじれ現象”が起きていたことは知られている(34)。アメリカの学校図書館の主たる担い手であり教員の“school librarian”を，日本の専門職に名実ともに翻訳することが叶わず，教員の名称が優先した日本の学校慣習において，“teacher librarian”を“教員司書”ではなく“司書教諭”と訳して主たる担い手と位置づけ，極めて日本的な独自の実態を創り出した。

1948年に文部省が刊行した『学校図書館の手引』には，「学校図書館はいかに小さい規模のもので

あっても、形の上からは司書・事務員の二つの職制が必要である。司書は教師の中から選ばれ、学校図書館の経営に全責任をになう」35)とあり、司書教諭とは記されていないが、1949年の「学校図書館基準」には、司書教諭の名称を用いている。1952年の学校図書館調査時の資料である「小・中・高等学校の図書館の司書および司書補の職務内容」では、現在は公共図書館の職名として用いられる、司書・司書補という言葉が用いられていた。このように職名は、司書教諭・司書・司書補・事務員など一定ではなく、職務内容もそれに付随して変動した。

司書教諭は1953年制定の学校図書館法に唯一の専門職として明記されたものの、配置猶予などの事情により実態が伴わず、それを補う実質的担い手としての職員としての学校司書は、法制化される以前にその実態がすでに存在し機能していた。前述の『学校図書館の手引』から11年後の1959年に改訂された『学校図書館運営の手びき』の中で、文部省によって制定された「学校図書館基準」には、司書教諭とは別に、学校図書館職員の一員として事務職員が記載されている36)。続いて、1963年に発行された『学校図書館の管理と運用』には、学校図書館事務職員の職務内容を、技術的職務、奉仕的職務とし、前者については整理業務全般、後者については館内閲覧の事務、館外貸出しの事務、学校図書館資料の利用案内と解説している37)。

1997年の学校図書館法改正時の2職種の職務分担についての議論で、国会審議の際に政府委員（初等中等教育局長）は、参議院文教委員会において、司書教諭の職務については、子どもたちの学習、読書を推進し、教育課程の展開を支えるものとして学校図書館の活用あるいは読書活動について校内の協力体制の中心となるものとし、学校司書の職務については、学校図書館の円滑な管理運営ということを事務的なサイドから支えるという形で大変重要な役割を果たしているとして、下記の職務分担表(表6)のように答弁をしている38)。

表6 1997年の図書館法改正時の議論途上における2職種の職務分担

|       | 司書教諭                                              | 学校司書                                  |
|-------|---------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 指導的職務 | 読書指導、資料の相談、オリエンテーション、生徒図書委員の指導、読書会等の行事の企画立案       |                                       |
| 技術的職務 | 図書館資料購入のための選択、資料構成、分類の決定、所蔵資料の内容についての研究と紹介        | 資料収集方針を受けて資料の発注、整理、図書の排架、保管、購入に伴う経理事務 |
| 管理的職務 | 学校全体の教育活動の一環としての運営の企画立案、予算案の作成、現状の把握と評価、公共図書館との連携 | 閲覧事務、貸出事務、利用案内                        |

そして、1997年の法改正にあたって通知した「学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について（通知）」39)には、「学校図書館担当の事務職員は、図書館サービスの提供及び学校図書館の庶務・会計等の職務に従事しているものであり、その役割は、司書教諭の役割とは別個のものであることに留意すること」との留意事項があった。文部科学省によって設置された協力者会議による2014年の文部科学省調査研究協力者会議による報告書『これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）』40)では学校図書館担当職員の職務として、間接的支援に関する職務、直接的支援に関する職務、教育指導への支援に関する職務が示されて

おり、このような職務に従事する学校図書館担当職員に求められる専門性として、「①学校図書館の『運営・管理』に関する職務に携わるための知識・技能と、②児童生徒に対する『教育』に関する職務に携わるための知識・技能」が掲げられている。これを踏まえ整理し、内容を示した。また、この報告を踏まえ、2016年の学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議による報告書『これからの学校図書館の整備充実について（報告）』41)では、“サービス”の視点が加わり、“読書指導”が“読書活動への支援”に変化した42)。(表7)

表7 学校図書館担当職員（学校司書）の職務対照表 [下線部は筆者による]

|             | 報告書 2014                                                                    | 報告書 2016                                                  |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 運営・管理に関する職務 | 学校における学校図書館の意義に関すること                                                        | 学校における学校図書館の意義に関すること                                      |
|             | 情報機器やネットワーク、情報検索に関すること                                                      | 情報機器やネットワーク、情報検索に関すること                                    |
|             | 情報や資料の種類や性質に関すること                                                           | 情報や資料の種類や性質に関すること                                         |
|             | 図書館資料の選択・組織化及びコレクション形成・管理に関すること                                             | 図書館資料の選択・収集、組織化、保存・管理に関すること                               |
|             | —                                                                           | 児童生徒及び教職員に対する学校図書館サービスに関すること                              |
|             | —                                                                           | 学校図書館における情報サービスの提供に関すること                                  |
|             | 学校図書館の施設・設備の管理に関すること<br>著作権や個人情報等の関係法令に関すること                                | 学校図書館の施設・設備の管理に関すること<br>著作権や個人情報等の関係法令に関すること              |
| 教育に関する職務    | 学校教育の意義や目標・学校経営方針に関すること                                                     | 学校教育の意義と目標、教育行政に関すること                                     |
|             | 学習指導要領に基づく各教科等における教育内容等に関すること                                               | 教育課程の意義及び編成の方法に関すること                                      |
|             | 児童生徒の発達に関すること                                                               | 児童生徒の心身の発達に関すること                                          |
|             | 学校図書館を活用した授業における学習活動への支援に関すること<br>発達の段階に応じた読書指導の方法に関すること・校務や学校における諸活動に関すること | 学校図書館を活用した授業における学習活動への支援に関すること<br>発達の段階に応じた読書活動への支援に関すること |

全国 SLA は、2019 年 1 月 1 日付けで「学校図書館に関する職務分担表」を発表した43)。それぞれの職務について、主たる担い手に二重丸，副たる担い手に一重丸がついている。そのうち2職種のみを抜粋して、以下に一覧表を示す(表8)。なお、丸印の右には、各職種養成上で各職務を解説すると考えられる主な養成科目を、筆者が独自に検討して付記した。

表8: 全国学校図書館協議会 学校図書館に関する職務分担表一部抜粋

|                   | 職務                         | 司書教諭  | 学校司書  |
|-------------------|----------------------------|-------|-------|
| 学校図書館の経営 (総括的な職務) |                            |       |       |
| 経営的活動             |                            |       |       |
|                   | 学校図書館の教育課程 (学校経営計画) への位置付け | ○ (経) | ○ (概) |
|                   | 学校図書館経営の基本方針・計画の作成         | ◎ (経) | ○ (概) |
|                   | 研究指定校の申請・受諾                | ○ (経) | ○ (概) |
|                   | 研究指定校の研究の推進                | ○ (経) | ○ (概) |
|                   | 司書教諭の職務の周知                 | ○ (経) |       |
|                   | 司書教諭有資格者の育成                | ○ (経) |       |
|                   | 学校図書館に関する研修の計画立案と実施        | ◎ (経) | ○ (概) |
|                   | プライバシー保護に関する規程             | ○ (経) | ○ (概) |

|  |                            |   |     |   |        |
|--|----------------------------|---|-----|---|--------|
|  | 図書館メディア（各種資料）の収集方針の決定      | ○ | (構) | ○ | (資)    |
|  |                            | ◎ | (構) | ○ | (資)    |
|  |                            | ◎ | (構) | ○ | (資)    |
|  | 経営委員会                      |   |     |   |        |
|  | 学校図書館経営委員会の企画・運営           | ◎ | (経) | ○ | (概)    |
|  | 予算とその執行                    | ◎ | (経) | ○ | (概)    |
|  | 各学年・教科部会との連絡・調整            | ◎ | (経) |   |        |
|  | 校内の各組織との連絡、協力              | ◎ | (経) |   |        |
|  | 学校図書館の運営                   |   |     |   |        |
|  | 運営の基本的業務                   |   |     |   |        |
|  | 学校図書館規則（利用規程，貸出規程等）        | ◎ | (経) | ○ | (サ)    |
|  | 開館時間の決定と周知                 | ◎ | (経) | ○ | (サ)    |
|  | 学校図書館メディア収集計画の決定，資料選定会議の開催 | ◎ | (構) | ○ | (資)    |
|  | 利用指導の年間計画の立案               | ◎ | (経) | ○ | (サ)    |
|  | 学校図書館の利用方法の指導              | ◎ | (経) | ○ | (サ)    |
|  | 学び方の指導計画の作成                | ◎ | (習) | ○ | (習)    |
|  | 情報メディア活用計画の立案              | ◎ | (情) | ○ | (情サ)   |
|  | 学校図書館オリエンテーションの計画・実施       | ◎ | (情) | ○ | (サ)    |
|  | 調査の実施と統計分析，利用              | ◎ | (経) | ○ | (概)    |
|  | 調査の記入                      | ◎ | (経) | ○ | (概)    |
|  | 諸記録，帳簿，書類の保管               | ◎ | (構) | ○ | (サ)    |
|  | 施設・設備の整理，維持管理              | ◎ | (構) | ○ | (サ)    |
|  | 施設設備備品の管理                  | ◎ | (構) | ○ | (サ)    |
|  | 備品・消耗品の購入・管理               | ◎ | (構) | ○ | (サ)    |
|  | 備品台帳の管理                    | ◎ | (構) | ○ | (サ)    |
|  | 図書館管理システムの管理               | ◎ | (構) | ○ | (サ)    |
|  | マルチメディアネットワークの管理           | ◎ | (構) | ○ | (サ)    |
|  | 視聴覚ブースの管理・運用               | ◎ | (構) | ○ | (サ)    |
|  | 学校図書館運営の日誌                 | ◎ | (経) | ○ | (概)    |
|  | 学校図書館を活用した授業の記録            | ◎ | (習) | ○ | (習)    |
|  | 職員会議などへの議案作成と提出            | ◎ | (経) | ○ | (概)    |
|  | 図書館行事の企画立案と開催              | ◎ | (読) | ○ | (読)(サ) |
|  | 読書推進活動                     | ◎ | (読) | ○ | (読)(サ) |
|  | 評価                         |   |     |   |        |
|  | 学校図書館運営の評価と改善              | ◎ | (経) | ○ | (概)    |
|  | 各種報告書の作成と提出                | ◎ | (経) | ○ | (概)    |
|  | 調査統計の実施と分析・利用              | ◎ | (経) | ○ | (概)    |
|  | 指導（児童生徒・教職員の活用支援）          |   |     |   |        |
|  | 学習支援                       |   |     |   |        |
|  | 必読図書の選定                    | ◎ | (読) | ○ | (読)    |
|  | ブックリスト，資料リスト等の作成・配付        | ◎ | (読) | ○ | (読)(サ) |
|  | 一斉読書（朝読書等）の提案，推進，指導        | ◎ | (読) | ○ | (読)(サ) |
|  | 読書会などへの指導・助言               | ◎ | (読) | ○ | (読)(サ) |
|  | 読書感想文の書き方の指導               | ◎ | (読) | ○ | (読)    |
|  | 読書感想画の描き方の指導               | ◎ | (読) | ○ | (読)    |
|  | 読書記録の書き方の指導                | ◎ | (読) | ○ | (読)    |
|  | 学級文庫の管理・交換                 | ◎ | (構) | ○ | (読)(サ) |
|  | 読書感想文，コンクール等への応募・取りまとめ     | ◎ | (読) | ○ | (読)    |
|  | 図書館活動・行事の立案                | ◎ | (読) | ○ | (読)    |
|  | 賞状作成・表彰                    | ◎ | (読) | ○ | (読)(サ) |
|  | 教科単元別参考資料リストの作成            | ◎ | (習) | ○ | (サ)    |
|  | 学校図書館活用ガイドブックの作成           | ◎ | (情) | ○ | (サ)    |
|  | 学び方の指導（児童生徒へ）              | ◎ | (習) | ○ | (習)(サ) |



|             |                          |   |            |   |        |
|-------------|--------------------------|---|------------|---|--------|
|             | 不読傾向児童・生徒・教員への個別指導       | ◎ | (読)        | ○ | (読)    |
|             | 利用案内作成                   | ◎ | (情)        | ○ | (サ)    |
|             | 電子メディア等の利用支援             | ◎ | (情)        | ○ | (サ)    |
|             | 学校図書館利用指導（ワークシートの作成）     | ◎ | (情)        | ○ | (サ)    |
|             | 教師の教材準備への援助と協力           | ○ | (情)<br>(習) | ◎ | (サ)    |
| 図書委員会       |                          |   |            |   |        |
|             | 図書委員会の指導計画、指導内容          | ◎ | (習)        | ○ | (習)    |
|             | 児童生徒の図書委員会活動への指導・助言      | ◎ | (習)        | ○ | (習)(サ) |
|             | 図書委員会の指導・支援              | ◎ | (習)        | ○ | (習)(サ) |
|             | 図書委員会の位置付け、活動組織          | ◎ | (習)        | ○ | (習)    |
|             | 図書委員会の活動と評価              | ◎ | (習)        | ○ | (習)    |
| 教職員の研修      |                          |   |            |   |        |
|             | 外部の研究会・研修会への参加           | ◎ | (経)        | ○ | (概)    |
|             | 校内研修の立案・実施               | ◎ | (経)        | ○ | (概)    |
|             | 教育課程編成に基づく展開への協力         | ◎ | (習)        |   |        |
|             | 学び方の指導（教師へ）              | ◎ | (習)        | ○ | (習)    |
|             | 読書指導計画の周知                | ◎ | (読)        |   |        |
|             | 学校図書館を活用した学習活動の在り方の周知    | ◎ | (習)        | ○ | (習)    |
|             | 施設設備の活用の仕方の周知            | ◎ | (情)        | ○ | (情サ)   |
|             | 学校図書館理解のための職員作業の計画立案     | ◎ | (経)        | ○ | (概)    |
|             | 学校図書館に関わる様々な情報発信         | ◎ | (情)        | ○ | (情サ)   |
|             | 教職員に対しての教育情報の発信          | ◎ | (習)        | ○ | (情サ)   |
| 協力体制        |                          |   |            |   |        |
| 渉外          |                          |   |            |   |        |
|             | 官庁情報の管理と調査への対応           | ◎ | (経)        | ○ | (概)    |
|             | 文書受理・処理                  | ◎ | (経)        |   |        |
|             | 公共図書館との連絡・協力、情報交換        | ◎ | (読)        | ○ | (読)(サ) |
|             | 児童生徒の公共図書館利用の支援          | ○ | (読)        | ◎ | (読)(サ) |
|             | 公共図書館の団体貸出の利用            | ○ | (読)        | ◎ | (読)(サ) |
|             | 他校図書館、公共図書館との連携、情報資源共有化  | ○ | (読)        | ◎ | (読)(サ) |
|             | 地域公共施設（資料館、美術館、博物館等）との連携 | ◎ | (読)        | ○ | (読)(サ) |
|             | PTA、家庭、地域との連携            | ◎ | (読)        | ○ | (読)(サ) |
|             | 地域開放                     | ◎ | (経)        | ○ | (概)    |
|             | 学校図書館行事の公開               | ◎ | (情)        | ○ | (情サ)   |
|             | 家庭文庫・読書推進団体との連携          | ◎ | (読)        | ○ | (読)    |
|             | 研究団体との連絡、協力              | ◎ | (経)        | ○ | (概)    |
|             | 県・地区 SLA との連携            | ◎ | (経)        | ○ | (概)    |
| ボランティア      |                          |   |            |   |        |
|             | 学校図書館ボランティアの受入           | ○ | (経)        | ○ | (概)    |
|             | ボランティアの組織化               | ◎ | (経)        | ○ | (概)    |
|             | ボランティアとの連絡・調整            | ◎ | (経)        | ○ | (概)    |
|             | ボランティア活動の把握と助言           | ◎ | (経)        | ○ | (概)    |
| 学校図書館の整備    |                          |   |            |   |        |
| 資料の収集・整備・管理 |                          |   |            |   |        |
|             | メディアの受入れ                 | ○ | (構)        | ◎ | (資)    |
|             | 図書資料の選書                  | ◎ | (構)        | ○ | (資)    |
|             | 図書資料の発注                  | ◎ | (構)        | ◎ | (資)    |
|             | 図書資料の受け入れ・整備・配架          | ○ | (構)        | ◎ | (資)    |
|             | 図書資料の分類                  | ○ | (構)        | ◎ | (組)    |
|             | 件名の付与                    | ○ | (構)        | ◎ | (組)    |
|             | データの入力・削除                | ○ | (構)        | ◎ | (組)    |
|             | ファイル資料の収集・作成・管理          | ○ | (構)        | ◎ | (資)    |

|                                                                                                                                                                                |                    |   |        |   |        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---|--------|---|--------|
|                                                                                                                                                                                | その他紙媒体の収集・作成・管理    | ○ | (構)    | ◎ | (資)    |
|                                                                                                                                                                                | 紙媒体以外の資料の収集・選定・管理  | ○ | (構)    | ◎ | (資)    |
|                                                                                                                                                                                | メディア目録の作成と編集, 目録作業 | ○ | (構)    | ◎ | (組)    |
|                                                                                                                                                                                | 図書資料の整備            | ○ | (構)    | ◎ | (資)    |
|                                                                                                                                                                                | 図書以外の資料の整備         | ○ | (構)    | ◎ | (資)    |
|                                                                                                                                                                                | 図書資料の配架            | ○ | (構)    | ◎ | (資)    |
|                                                                                                                                                                                | 図書以外の資料の配架         | ○ | (構)    | ◎ | (資)    |
|                                                                                                                                                                                | 資料の点検／蔵書点検         | ○ | (構)    | ◎ | (資)    |
|                                                                                                                                                                                | 図書資料並びに図書以外の資料の整理  | ○ | (構)    | ◎ | (資)    |
|                                                                                                                                                                                | 図書資料の修理            | ○ | (構)    | ◎ | (資)    |
|                                                                                                                                                                                | 図書以外の資料の修理         | ○ | (構)    | ◎ | (資)    |
|                                                                                                                                                                                | 図書資料の払出し           | ◎ | (構)    | ○ | (資)    |
|                                                                                                                                                                                | メディアの除籍・廃棄（データの削除） | ○ | (構)    | ◎ | (資)    |
|                                                                                                                                                                                | 視聴覚機器の操作と管理        | ○ | (構)    | ◎ | (技)    |
|                                                                                                                                                                                | 雑誌記事索引の作成          | ○ | (構)    | ◎ | (技)    |
| 奉仕（利用者サービス）                                                                                                                                                                    |                    |   |        |   |        |
|                                                                                                                                                                                | 直接サービス             |   |        |   |        |
|                                                                                                                                                                                | レファレンスサービス         | ○ | (情)(習) | ◎ | (情サ)   |
|                                                                                                                                                                                | 読書相談               | ○ | (読)    | ◎ | (読)(サ) |
|                                                                                                                                                                                | 図書館資料の紹介と案内        | ○ | (情)    | ◎ | (サ)    |
|                                                                                                                                                                                | 児童生徒の学習に関わる資料の準備   | ○ | (習)    | ◎ | (習)(サ) |
|                                                                                                                                                                                | 学習資料の取り寄せ          | ○ | (習)    | ◎ | (習)(サ) |
|                                                                                                                                                                                | 資料の利活用             | ○ | (情)    | ◎ | (技)    |
|                                                                                                                                                                                | 学校図書館情報の発信         | ◎ | (情)    | ◎ | (サ)(技) |
|                                                                                                                                                                                | 図書館の広報活動           | ◎ | (情)    | ◎ | (サ)(技) |
|                                                                                                                                                                                | 図書館だよりの発行          | ◎ | (情)    | ◎ | (サ)    |
|                                                                                                                                                                                | 図書館資料の購入希望調査       | ○ | (構)    | ◎ | (資)    |
|                                                                                                                                                                                | 教員向けの学習情報の提供       | ◎ | (習)    | ◎ | (サ)    |
|                                                                                                                                                                                | 新刊図書の紹介・揭示展示       | ○ | (構)    | ◎ | (サ)    |
|                                                                                                                                                                                | 間接サービス             |   |        |   |        |
|                                                                                                                                                                                | 書架の整理              | ○ | (構)    | ◎ | (サ)    |
|                                                                                                                                                                                | 表示・案内図             | ○ | (構)    | ◎ | (サ)    |
|                                                                                                                                                                                | 展示・揭示              | ○ | (構)    | ◎ | (サ)    |
|                                                                                                                                                                                | 利用者登録              | ○ | (構)    | ◎ | (サ)    |
|                                                                                                                                                                                | 館内閲覧の事務（貸出・返却）     | ○ | (構)    | ◎ | (サ)    |
|                                                                                                                                                                                | 館外貸出               | ○ | (構)    | ◎ | (サ)    |
|                                                                                                                                                                                | 返却                 | ○ | (構)    | ◎ | (サ)    |
|                                                                                                                                                                                | 返却の督促              | ○ | (構)    | ◎ | (サ)    |
|                                                                                                                                                                                | 予約・リクエスト           | ○ | (構)    | ◎ | (サ)    |
|                                                                                                                                                                                | 環境                 |   |        |   |        |
|                                                                                                                                                                                | 図書館環境の美化           | ○ | (構)    | ◎ | (サ)    |
|                                                                                                                                                                                | 季節の飾り              | ○ | (構)    | ◎ | (サ)    |
| (経) 学校経営と学校図書館 (構) 学校図書館メディアの構成 (習) 学習指導と学校図書館 (情) 情報メディアの活用<br>(読) 読書と豊かな人間性 (概) 学校図書館概論 (資) 図書館情報資源概論 (サ) 学校図書館サービス論 (情サ) 学校<br>図書館情報サービス論 (技) 図書館情報技術論 (組) 情報資源組織論・情報資源組織演習 |                    |   |        |   |        |

上記のうち、学校司書ではなく司書教諭だけが担うこととされた職務は、以下の5点のみである。  
そのうち、「読書と豊かな人間性」で講じる可能性のあるものは、「読書指導計画の周知」のみである。

# 1. 学校図書館の経営（総括的職務）経営委員会

各学年・教科部会との連絡・調整

## 2. 学校図書館の経営（総括的職務）経営委員会

校内の各組織との連絡、協力

## 3. 指導（児童生徒・教職員の活用支援）教職員の研修

教育課程編成に基づく展開への協力

## 4. 指導（児童生徒・教職員の活用支援）教職員の研修

読書指導計画の周知

## 5. 協力体制 渉外

文書受理・処理

一方、学校司書だけが担うこととされた職務は皆無であり、独自の職務内容を持たない以上、専門職とは考えにくい。学校司書は学校における司書とみなされ、図書館業務のうち整備・奉仕を担い、司書教諭は教員であるから管理・運営・指導を担当するという意味で二重丸が付与されているのであろうが、お互いが一重丸で補完されている職務が大半であることから、司書教諭もまた専門職とはいえない。これらは、司書教諭配置が12学級以上の学校に必置義務を有するのに対して、学校司書配置が努力義務であることと関連し、学校司書が存在しない学校では司書教諭が全ての職務を担うことが期待されている現状からきているのであろう。また逆に、法制化された学校司書が配置された場合、従来通りの充て職・授業軽減なしの名ばかりの司書教諭の職務の大半を学校司書が担うということも想定しているように思われる。2つの丸印は、主副の担い手の区別というより、上記の事情と解釈せざるを得ない。

一見すると、1997年の図書館法改正時に示された2職種の職務分担に比べて、学校司書が法律に明記されてからのほうが、2職種の役割分担が曖昧になっているように思われる。1997年時の、①指導的職務：読書指導、資料の相談、オリエンテーション、生徒図書委員の指導、読書会等の行事の企画立案などは、司書教諭のみが担う役割とされていたものが、学校司書との境界線が不確かになっている。

そして、“読書指導”において、読書指導計画の周知のみが司書教諭の職務であり、その他の読書関係職務を比較しても、両職種の明確な線引きが可能であるようには考えられない。ここでも、2職種制の課題が浮き彫りになった。さらに混迷を深める部分は、上記の職務分担表内で「指導（児童生徒・教職員の活用支援）」のうちの「学習支援」の中に、「必読図書の選定」、「ブックリスト、資料リスト等の作成・配付」、「一斉読書（朝読書等）の提案、推進、指導」、「読書会などへの指導・助言」、「読書感想文の書き方の指導」、「読書感想画の描き方の指導」、「読書記録の書き方の指導」、「読書感想文、コンクール等への応募・取りまとめ」、「不読傾向児童・生徒・教員への個別指導」など、一見すると“読書指導”に類する項目が入っており、“指導”（児童生徒・教職員の活用支援），“学習支援”，各“指導”の入れ子型構造が生じていることである。

前出の『これからの学校図書館の整備充実について（報告）』では、2職種の職務について下記のように説明されている44)。

司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計

画・年間情報活用指導計画の立案，学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事する。また，司書教諭は，学校図書館を活用した授業を実践するとともに，学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言する。

学校司書は，学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員と共に進める。具体的には，①児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務，②児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務，③教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。

学校図書館がその機能を十分に発揮するためには，司書教諭と学校司書が，それぞれに求められる役割・職務に基づき，連携・協力を特に密にしつつ，協働して学校図書館の運営にあたるのが重要である。具体的な職務分担については，各学校におけるそれぞれの配置状況等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮した柔軟な対応も必要となる。

しかしながら，これまで見てきたような複雑かつ広義の現代の“読書”に関して，学校図書館における2職種の交錯的な併存には限界があり，学校図書館の機能は十分に発揮できない。真の“プロフェッション”の不在が，児童生徒及び教員ら関係者の学習教育活動を阻害することにつながる危険性をはらんでいると言える。

塩見昇は2015年に，「司書教諭と学校司書の職務の差別化を図り，より好ましい関係を構築するほかない」45)と主張している。塩見は，司書教諭については，

現行法の「学校図書館の専門的職務」から司書教諭の職務を切り離し，学校図書館を学校教育全般の中で利活用する運営・経営的な役割に軸足をシフトし，よく整備された学校図書館が機能することで学校教育がいかにその教育力を高め得るかを具体化する条件・環境整備の役割を主たる職務とするのが理にかなう。……それは教員としての専門性に立脚した職務にこそなじむ46)。

とし，学校司書については，「学校司書は，当然，学校図書館のサービス活動，図書館機能に基づく教育指導の実務全体にわたる専門的職務の唯一の担い手となる」47)。として，2職種制について，双方を独立した専門職とする観点から区別化を提案した。しかしながら，佐藤敬子らは以下のように述べていた48)。

司書[筆者注：学校司書]が個々の読書・学びをサポートし，生徒の興味・関心・要求に沿う図書館を築き上げていくのに対し，司書教諭は学校全体の教育の中から図書館が関わる部分を探し出し，そして結び付けていくのがその役割にあたる。それぞれが違う役割は持っているといっても，図書館活動全体から見ると，それぞれの領域の大部分は重なり合っている。つまり，それぞれの領域で多少方向性に差があるとはいえ，基本的な部分はどちらがやってもいいというのが，本校の司書と司書教諭の協働であり，司書と司書教諭の専門性に差がない，というのが私の実感である。

また、村上幸二も学校司書法制化後の実践として、司書教諭と協働して指導と評価を行った学校司書を描き出している 49)。

興味深いことに塩見は、「改正法における 2 職種並置のもつ矛盾等にわたる丁寧な検討が欠かせない」50) と述べている。また文部科学省も、「モデルカリキュラムの改善については、今後、関係学会や関係団体等において更なる改善に向けた議論が深められることを期待するとともに、大学等における開講状況や学生等の履修状況等も踏まえ、一定期間経過後に改めて改善に向けた検討を行うことが重要である」51) と提案している。学校司書養成が始まり、講義指針や各養成担当者のシラバス、役割分担表などが構築されてきた過程で生じる現在の矛盾が、2 職種の交錯的な併存を浮き彫りにしている。今後も丁寧な検討を重ねていく必要があると思われる。

## おわりに

以上、学校図書館におけるプロフェッションの交錯的併存に関して考察を行った。結果として、学校図書館における 2 職種制の限界が明らかになった。ここから、学校図書館における専門職についての再考の必要性及び、真の“プロフェッション”像の確立の所為が不可欠なことを、現実に露呈したものと、本稿は結論する。学校図書館に必要とされる“プロフェッション”は、教員免許状を持ち、学習指導も包含した広義の“読書指導”という指導を行えることが求められる。学校という教育及び学習の場で、児童生徒や教員に対して、学校図書館の機能を活用して指導や支援を行う教育職としての知見が必要である。同時に、学校の中の図書館を運営する司書としての知見が必要である。そして、両知見を分断されたものではなく連続したものとして調整する能力を持つことが最も重要であり、それは公共図書館における司書とは性格を異にした、学校図書館における真の“プロフェッション”だけの独自性及び専門性と考えられる。そのためには、相応の履修科目数をもって教育学と図書館情報学双方のディシプリンを修めることも含めて、教員と司書の双方の知見を融合させることが要求される。

なお、「はじめに」で触れたが、日本の学校図書館における専門職について考える際に、「図書館員の倫理綱領」の検討は不可欠である。同倫理綱領は専門職としての地位確立を“めざす”立場から構築された。その当時は、石塚らの“統制力”を有する専門職集団成立論は、“めざす”派からは“時期尚早”とされたが、こと学校図書館においては“時期到来”であろう。

また、現在提示されている文部科学省の『学校図書館ガイドライン』52) も含めた学校図書館基準の再検討も不可欠である。その際、背景となる国情や文化、教育制度などを慎重に考慮しながら、他国の養成事情や学校図書館基準との比較 53) も視野に入れねばならないと考える。なぜなら、世界標準としての国際図書館連盟 (IFLA) の『学校図書館ガイドライン』では、「学校図書館の最も重要な資源は、有資格のプロフェッショナルなスクールライブラリアンである。スクールライブラリアンは他の教員と協力して、児童生徒にとって可能な限り最高の知識構築や意味のある学習体験を創り出す」(筆者訳) と定め、スクールライブラリアンについては、「図書館の活動、プログラム、およびサービスを主導または開始する責任を持つ、司書職の教育を受けた教員である。日常業務の管理に加えて、コレクションの開発を通じてカリキュラムをサポートし、学年レベルに適したメディアおよび

情報リテラシースキルを教え、児童生徒が読書レベルに適した読書教材を選択するのを支援し、学級の教員が図書館サービスと教材を統合するのを教育プログラムにおいて支援する」(筆者訳)と解説している 54) からである。また日本を含む OECD 加盟国を中心とする国々は、今後も Education2030 など、ある一定の範囲内で教育に関して共通する方向性を共有していることから、これらの教育動向と関連させた各国との比較検討は有意義であると考えられる。以上については、今後の課題とする。

## 謝辞

本稿には、日本図書館研究会図書館学教育研究グループにおいて、共同研究の一員として参加した際に、筆者が担当した箇所の一部を改変して、3章の表5におさめた。当該研究グループのメンバー並びに共同研究者各位の承諾を得ており、ここに感謝の意を表する。

## 注および引用文献

- 1) 石塚栄二「プロフェッションとしての協会を」『図書館雑誌』61(11), 1967, p.9-11.
- 2) 石塚栄二「プロフェッションと司書職制度 (続・再び司書職制を問う〈特集〉)」『図書館雑誌』72(11), 1978, p.545-547.
- 3) 福井佑介『図書館の倫理的価値「知る自由」の歴史的展開』松籟社, 2015-08, 254p.
- 4) 岩猿敏生「大学図書館の職員制度」『図書館学会年報』17(12), 1972, p.1-8.
- 5) 岩猿敏生「比較図書館学について(提言)」『図書館界』24(2), 1972, p.43.
- 6) 岩猿敏生「アメリカの大学図書館における academic status の問題」『大学図書館研究』1, 1972, p.3-12.
- 7) 岩猿敏生「プロフェッションとしての大学図書館員の問題 (再び司書職制を問う〈特集〉)」『図書館雑誌』72(10), 1978, p.501-504.
- 8) コトバンク「プロフェッション」『世界大百科事典 第2版』平凡社, <<https://kotobank.jp/word/プロフェッション-1409610>>. [引用日: 2019-08-15]
- 9) 薬師院はるみ「司書をめぐる専門職論の再検討(2)」『図書館界』52(5), 2001, p.255.
- 10) 薬師院はるみ「司書をめぐる専門職論の再検討(1)」『図書館界』52(4), 2000, p.190-202.  
薬師院はるみ, 前掲9), p.250-264.
- 11) 大城善盛「『専門職』に関する一考察: 大学図書館司書の専門職化研究(3)」『図書館界』31(3), 1979, p.236.
- 12) 薬師院はるみ, 「司書をめぐる専門職論の再検討(1)」『図書館界』52(4), 2000, p.190.
- 13) 室伏武「学校図書館事務職員論」『学校図書館』(121), 1960, p.45-48.  
室伏武「学校図書館員の専門性について」『学校図書館』(150), 1963, p.38-41.  
室伏武「司書職制度論」『図書館界』24(6), 1973, p.251-257.  
柿沼隆志「日本における学校図書館専門職員の諸問題(図書館・情報学教育(特集))」『Library and information science』(11), 1973, p.89-103.  
JLA 学校図書館問題プロジェクトチーム「学校図書館専門職員の整備・充実に向けて—司書教諭

- と学校司書の関係・協同を考える」『図書館雑誌』93(6), 1999, p.477-482.
- 真栄田久恵「学校図書館法の改正から見る、『学校司書』の役割-学校図書館専門職員に関する全国悉皆調査より」『図書館の学校』(30), 2002, p.20-25.
- 河西由美子「情報リテラシーを育成する専門職としての学校図書館専門職モデルの構築」『日本教育工学会研究報告集』2008(4), 2008, p.9-14.
- 岡田大輔, 松崎博子, 花田知佳 [他]「学校図書館専門職の専門性」とは：カリキュラムを集合知で検討し専門性を考える (小特集 学校図書館専門職員をめぐる研究会報告)」『図書館雑誌』108(5), 2014, p.328-330.
- 塩見昇「学校図書館専門職員制度化の課題」『図書館界』66(6), 2015, p.382-390.
- 鎌田 和宏「学校図書館法の改正とこれからの学校図書館専門職の役割をめぐって (特集 これからの学校図書館職員の専門性とその養成を考える)」『現代の図書館』53(1), 2015, p.3-11.
- 桑田てるみ「新しい学校図書館像の構築と専門職養成に関する一考察：学校図書館法改正を受けて再考する (特集 これからの学校図書館)」『現代の図書館』53(3), 2015, p.113-119.
- 14) なお、2 職種制を大前提として、大学等関連機関の講義指針やシラバス、役割分担表を調査材料として用いて分析検討したものは、以下の研究がある。
- 西尾純子, 川瀬綾子, 北克一「全国 SLA「学校司書養成科目シラバス」(第一次案)の検討：(その 1) 学校司書養成独自科目」『情報学』15(2), 2018, p.140-155.
- 西尾純子, 川瀬綾子, 北克一「学校司書養成にかかる「学校図書館サービス論」のシラバスの検討」『情報学』15(2), 2018, p.114-123.
- 川瀬綾子, 西尾純子, 北 克一「全国 SLA「学校図書館に関する職務分担表」(2019 年 1 月 1 日)」の検討：司書教諭と学校司書」『情報学』16(1), 2019, p.45-55.
- 西尾純子, 川瀬綾子, 北克一「全国 SLA「学校司書のモデルカリキュラム」講義指針」の検討 (その 2)：学校司書養成独自科目」『情報学』16(1), 2019, p.28-44.
- 川瀬綾子, 西尾純子, 北 克一「全国 SLA「学校図書館司書教諭講習講義指針」及び「学校司書のモデルカリキュラム」講義指針」(2019 年 1 月 1 日)の検討：「学習指導と学校図書館」, 「読書と豊かな人間性」『情報学』16(1), 2019, p.10-27.
- 川原亜希世, 岡田大輔「学校司書のモデルカリキュラムの実施状況とその課題 (特集 第 60 回研究大会) - (グループ研究発表)」『図書館界』71(2), 2019, p.135-141.
- 15) 筆者は、すでに、以下で一部主張している。
- 「図書館学教育研究グループ研究例会報告」『図書館界』70(6), 2019, p.676-677.
- 「図書館サービス研究グループ研究例会報告」『図書館界』71(1), 2019, p.70-71.
- 「比較図書館情報学研究グループ研究例会報告」『図書館界』71(2), 2019, p.167-168.
- 16) 「学校図書館法」『e-Gov 法令検索』 <[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=328AC1000000185](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=328AC1000000185)>. [引用日：2019-08-15]
- 17) 同上. [引用日：2019-08-15]
- 18) 西尾純子, 川瀬綾子, 北克一「司書教諭講習科目の再検討：20 年間の時間経過を踏まえて」『情報学』15(2), 2018, p.129 の表をもとに, 「児童生徒の利用指導」を「児童生徒の読書活動」に正

して改変した。

- 19) 全国 SLA が 2019 年に作成した「学校図書館司書教諭講習講義指針」及び『学校司書のモデルカリキュラム』講義指針のうち、「学習指導と学校図書館」についてのそれぞれの内容には、学校司書の講義指針にのみ「利用指導」の文言が確認できる。なお、このことだけをもって、利用指導は学校司書のみが行う専門業務であるとは断定できない。因みに、全国 SLA が作成した「学校図書館に関する職務分担表」には、学校図書館の利用方法の指導は、司書教諭に二重丸、学校司書に一重丸がついている。
- 20) コトバンク「読書指導」『ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典』ティビーエス・ブリタニカ、<<https://kotobank.jp/word/読書指導-104778>>. [引用日：2019-08-25]
- 21) 文部科学省「学校図書館法の一部を改正する法律の公布について（通知）」<[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/1360206.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1360206.htm)>. [引用日：2019-08-15]
- 22) 同上.
- 23) 文部科学省「教育職員免許法施行規則の一部改正に伴う『学校司書のモデルカリキュラム』の改正について（通知）」<[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/1410290.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1410290.htm)>. [引用日：2019-08-23]
- 24) 全国学校図書館協議会 HP「『学校司書のモデルカリキュラム』講義指針」の発表について」<<https://www.j-sla.or.jp/news/sn/post-176.html>>. [引用日：2019-08-15]
- 25) 全国学校図書館協議会 学校図書館司書教諭講習講義指針作成委員会『学校図書館司書教諭講習講義指針』2019-01-01, 6p. <<https://www.j-sla.or.jp/pdfs/20190101sisyokyouyukou-syuukougisisin.pdf>>. [引用日：2019-08-15]
- 26) 野口武悟『「学校司書のモデルカリキュラム」講義指針』制定の趣旨』『学校図書館』(819), 2019, p.52.
- 27) 全国学校図書館協議会 HP「学校図書館司書教諭講習講義要綱」<<http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/3860118/www.j-sla.or.jp/material/kijun/post-13.html>>.（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）のアーカイブより）[引用日：2019-08-15]
- 28) 文化審議会「これからの時代に求められる国語力について」<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/toushin/04020301.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/04020301.htm)>. [引用日：2019-08-15]
- 29) 文部科学省「小学校学習指導要領解説 国語編」2017, p.26. <[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_\\_icsFiles/afielddfile/2019/03/18/1387017\\_002.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afielddfile/2019/03/18/1387017_002.pdf)>. [引用日：2019-08-25]  
文部科学省「中学校学習指導要領解説 国語編」2017, p.25. <[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_\\_icsFiles/afielddfile/2019/03/18/1387018\\_002.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afielddfile/2019/03/18/1387018_002.pdf)>. [引用日：2019-08-25]
- 30) 川瀬綾子, 西尾純子, 北克一「全国 SLA「学校図書館司書教諭講習講義指針」及び『学校司書のモデルカリキュラム』講義指針（2019 年 1 月 1 日）の検討—「学習指導と学校図書館」, 「読書と豊かな人間性」—」『情報学』16(1), 2019, p.10-27.
- 31) 全国学校図書館協議会 学校図書館司書教諭講習講義指針作成委員会, 前掲 25), p.4.



- 32) 「図書館学教育研究グループ研究例会報告」『図書館界』70(6), 2019, p.676-677.  
また、グループ研究は下記に結実している。  
川原亜希世, 岡田大輔「学校司書のモデルカリキュラムの実施状況とその課題 (特集 第 60 回研究大会) – (グループ研究発表)」『図書館界』71(2), 2019, p.135-141.
- 33) 2018 年 11 月 15 日の時点での調査による。
- 34) 安藤友張「わが国における学校図書館職員制度に関する一考察」『生涯学習時代における学校図書館パワー』渡辺信一先生古稀記念論文集刊行会, 2005, p.53-72.  
安藤友張「戦後日本の学校図書館史における非正規職員問題」『九州国際大学教養研究』18(3), 2012, p.1-21.  
根本彰監修, 中村百合子ほか編『図書館情報学教育の戦後史－資料が語る専門職養成制度の展開』ミネルヴァ書房, 2015. など。
- 35) 文部省編『学校図書館の手引』師範学校教科書, 1948-12, p.7. <<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1122721>>. [引用日: 2019-08-15]
- 36) 文部省編『学校図書館運営の手びき』明治図書, 1959-01, p.62.
- 37) 文部省編『学校図書館の管理と運用』東洋館出版社, 1963-04, p.28.
- 38) 「参議院文教委員会の質疑」『学校図書館』(562), 1997, p.35-47.
- 39) 文部科学省「学校図書館法の一部を改正する法律等の施行について (通知)」<[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/dokusyo/hourei/cont\\_001/012.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/dokusyo/hourei/cont_001/012.htm)>. [引用日: 2019-08-15]
- 40) 文部科学省調査研究協力者会議『これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について (報告)』2014-03, 35p.
- 41) 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議『これからの学校図書館の整備充実について (報告)』2016-10, 36p. <[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/\\_icsFiles/afieldfile/2016/12/19/1380587\\_02\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/_icsFiles/afieldfile/2016/12/19/1380587_02_1.pdf)>. [引用日: 2019-08-15]
- 42) 同上, p.18.
- 43) 全国学校図書館協議会 HP 「「学校図書館に関する職務分担表」の発表について」<<https://www.j-sla.or.jp/news/sn/post-175.html>>. [引用日: 2019-08-15]
- 44) 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議, 前掲 41), 2016-10, p.10.
- 45) 塩見昇「学校図書館専門職員制度化の課題」『図書館界』66(6), 2015, p.382-390.
- 46) 同上, p.388.
- 47) 同上, p.389.
- 48) 佐藤敬子, 中津井浩子「司書教諭と学校司書が共に専門職として協働する学校図書館 (「学びの共同体をはぐくむ学校図書館」を考えるミニ・シンポジウム)」『同志社大学図書館学年報』(35), 2009, p.101-115.
- 49) 村上幸二「融合方式による学校図書館メディア活用能力育成の実践的考察—小学校国語科における指導と評価との関連を中心に—」『図書館界』69(5), 2018, p.288-299.
- 50) 塩見昇, 前掲 45), 2015, p.382.
- 51) 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議, 前掲 41), 2016-10, p.22.

- 52) 文部科学省「学校図書館ガイドライン」2016-11-29. <[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm)>. [引用日：2019-08-15]
- 53) 大城善盛「21 世紀のアメリカにおける学校図書館専門職の資格及び採用に関する考察」『図書館界』62(1), 2010, p.2-15.  
大城善盛, 山本貴子『21 世紀の図書館職員の養成:アメリカとオーストラリアを事例に』日本評論社, 2016-06, 193p.
- 54) International Federation of Library Associations and Institutions, *IFLA School Library Guidelines*. Written by the IFLA School Libraries Section Standing Committee. Edited by B. Schultz-Jones and D. Oberg, with contributions from the International Association of School Librarianship Executive Board. 2nd revised ed, 2015, p.13, p.55. <<https://www.ifla.org/files/assets/school-libraries-resource-centers/publications/ifla-school-library-guidelines.pdf>>. [引用日：2019-08-15]